

# 京都市認定通訳ガイド制度の魅力発信業務 仕様書

## 1 委託業務名

「京都市認定通訳ガイド制度の魅力発信業務」に関する業務

## 2 業務目的

京都の奥深い知識を習得した京都市認定通訳ガイド（以下、KVH という）が京都の魅力を伝えることで、高付加価値旅行者の満足度を高め、京都訪問のリピーターを増やすことにもつながると考えられる。KVH は京都の伝道師であり、課題解決に一助を担う地域通訳案内士でもある。ついては、幅広く周知することで KVH の認知度を向上させるとともに、KVH の魅力を発信することで KVH への応募の増加につながるよう、案内冊子及び宣伝動画を新たに制作するもの。

## 3 業務期間

契約日から令和9年3月31日（水）まで

## 4 業務概要

### (1) 企画

- 下表に記載する目的・使用機会・映像時間及び本数等を踏まえて、映像タイトル、制作方針、映像構成、表現方法（状況設定）、スケジュール、履行にかかる組織体制等について記載した企画書を提出し、その内容について令和8年6月までに委託者と合意できるよう調整すること。

目的	<ul style="list-style-type: none"><li>● 京都市認定通訳ガイド募集への応募者を増やす</li><li>● 現役ガイドが、自身の資格に対して誇りを持てるようにする</li></ul>
使用機会	国内外での京都市認定通訳ガイドの広報、周知のため。 なお、完成版の納品期限は令和9年3月末とするが、例年9～10月頃に行う新たな受講生の募集の際にも利用できる資料を、令和8年8月末までに可能な範囲で先行して納品すること。
取材機会 (想定)	<ul style="list-style-type: none"><li>● 京都市認定通訳ガイド向け各種研修の受講風景<ul style="list-style-type: none"><li>○ 基礎研修（毎年1～3月初旬の週末に開催）</li><li>○ 専門研修（毎年5～6月頃の週末に開催）</li><li>○ スキルアップ研修（概ね月に1回程度開催する実地研修）</li></ul></li><li>● 8期生対象事業者説明会（令和8年6月29日開催予定） 京都市観光協会が運営する二条城公式ガイドツアーおよび伏見稲荷大社ツアーにおけるガイド募集のための説明会</li><li>● 8期生認定式・企業面談会・意見交換会（令和8年10月10日開催予定） 認定式：京都市、宇治市、大津市の副市長および来賓出席による式典 企業面談会：京都市認定通訳ガイドと観光関連事業者とのビジネスマッチングを行い、通訳ガイド業務の機会を創出 意見交換会：京都市認定通訳ガイドの意見交換、交流の場を創出</li><li>● 現役ガイドのインタビュー</li><li>● ガイドにアテンドされた観光客が楽しんでいる様子</li></ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ガイドツアー（二条城、伏見稲荷大社）でガイドが活躍する様子</li> <li>● 国際会議や企業イベントに伴う通訳ガイド業務 （必要に応じて発注者から取材先となるイベントを紹介するが、 受託者からの提案を歓迎します）</li> <li>● 個人観光客向けの通訳ガイド業務（観光客側から許可を得られた場合）</li> </ul>									
冊子仕様	A 3 版 2 つ折中綴じ 両面フルカラー 1,000 部程度 （ページ数は、企画内容や予算に応じて調整）									
映像時間 形式 本数	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>横 16 : 縦 9</td> <td>横 9 : 縦 16</td> </tr> <tr> <td>本編 4 ~ 6 分程度</td> <td>1 本</td> <td>無し</td> </tr> <tr> <td>用途に応じて 30~60 秒程度に再編集した版  <ul style="list-style-type: none"> <li>● 受講生募集</li> <li>● 受講内容</li> <li>● ガイドとしての働き方の例</li> <li>● 活躍するガイドの具体例</li> <li>● その他 受託者からの提案をもって決定</li> </ul> </td> <td>5 本</td> <td>5 本</td> </tr> </table>		横 16 : 縦 9	横 9 : 縦 16	本編 4 ~ 6 分程度	1 本	無し	用途に応じて 30~60 秒程度に再編集した版 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 受講生募集</li> <li>● 受講内容</li> <li>● ガイドとしての働き方の例</li> <li>● 活躍するガイドの具体例</li> <li>● その他 受託者からの提案をもって決定</li> </ul>	5 本	5 本
	横 16 : 縦 9	横 9 : 縦 16								
本編 4 ~ 6 分程度	1 本	無し								
用途に応じて 30~60 秒程度に再編集した版 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 受講生募集</li> <li>● 受講内容</li> <li>● ガイドとしての働き方の例</li> <li>● 活躍するガイドの具体例</li> <li>● その他 受託者からの提案をもって決定</li> </ul>	5 本	5 本								
対応言語	日本語（動画にテロップを表示する場合、Youtube などの機能で自動的に表示される字幕と重ならないように、レイアウトを調整すること）									
動画形式	サイズ 横 16 : 縦 9 解像度は、大型スクリーン（200 インチ程度）等での放映に堪える程度 ファイル拡張子は、MP4 など一般的に再生できる形式のデータと、別会社でも再編集可能な形式のデータで納品すること。									
周知方法	冊子は、京都市観光協会が主催するセミナー等の参加者への配布や、大学での配布、観光関連事業者への共有を想定。 動画は京都市観光協会が運営する公式 Youtube および SNS アカウントでの配信を想定。場合によっては、公共交通機関の広告枠などでの放映の可能性あり。									

- 2 企画書に基づき、委託者と十分協議したうえで、台本や絵コンテ等の映像の内容が把握できるもの（以下「台本等」という。）を作成すること。また、合意の前後に関わらず、委託者から内容の修正を求められた場合は、予算や制作スケジュール等の制約の範囲内で可能な限り誠実に対応し、概ね 3 営業日以内に修正結果を提出すること。
- 3 映像制作に必要なディレクター、スタッフ、キャスト、機材、施設、車両及び消耗品等の準備及び管理を行うこと。
- 4 制作した映像を Youtube や SNS 等で周知する際に必要となるサムネイル画像などの素材データについても、用途に合わせて記載する文言やサイズなどを整理し、動画撮影の過程で制作できるように業務を設計すること。

## (2) 映像撮影・編集

台本等に基づき、以下の通り取材、撮影、編集等を行い、動画を完成させること。

- 1 野外撮影時の天候不良など撮影の変更を伴う諸事情にも臨機応変に対応すること。また、天候不良等による再撮の想定経費も全て見積りに含めること。
- 2 撮影は、京都市内において実施するものとする。なお、具体的な撮影場所等は委託者と協議の上で決定する。

- 3 取材・撮影にあたっては、事前に日程、体制及び内容について撮影計画を提出し、委託者の承認を受けること。
- 4 事前に関係機関と十分な調整を行い、撮影許可手続きほか必要な手続き及び一切の業務を行うこと。  
(許可を得るために必要となる場合、委託者または京都市からの副申書を提供する)
- 5 委託者の立会いのもと、事前に試写を行い、委託者の承認を得た上で完成させること。なお、試写の結果、委託者が修正を求めた場合には、速やかに修正を行うこと。
- 6 制作した映像をYoutubeやSNS等で周知する際に必要となるサムネイル画像などの素材データを、概ね10点程度作成すること。
- 7 委託者の用途に応じ他の形式に変換すること(音・映像素材別など)。

## 5 その他

### (1) 個人情報等の保護

受託者は、この委託業務によって知りえた個人情報及び通常秘密とされる企業情報をこの事業の目的外に使用してはならない。これは委託期間終了後も同様とする。

### (2) 損害賠償

委託業務の実施に伴い第三者に与えた損害は、委託者の責に帰すべきものを除き、全て受託者の責任において処理すること。

### (3) 著作権の取扱

- ① 当事業で制作した映像、画像、音声の著作権（著作権法第27条及び28条に規定する権利を含む）は委託者に譲渡するものとし、委託者が作成・運営するホームページや観光プロモーション、イベント等に随時使用、複製、再編集できるものとする。
- ② 制作にあたり、第三者が権利を有する写真・イラスト・動画を使用する際には、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続きや使用権料等の負担と責任は、全て受託者が行う。

### (4) 権利処理

- ① 本映像に使用される文芸、音楽、美術等一切の著作権、第三者の肖像権、プライバシー権、その他一切の権利及び、監督・脚本・出演者・カメラマン・アートディレクター・技術監督・その他制作関係者の本映像の著作権に関して、何ら問題の生ずることがない完全な状態で委託者のみに帰属するよう留意すること。
- ② 前項に関し、関係者を含む第三者から異議、苦情の申立、実費又は対価の請求、損害賠償請求等があった場合は、弁護士費用も含め、受託者の責任と負担においてこれを処理すること。
- ③ 本映像の行使に関するあらゆる二次利用料は、一切発生しないものとする。関係者を含む第三者から異議、苦情の申立、実費又は対価の請求、損害賠償請求等があった場合は、弁護士費用も含め、受託者の責任と負担においてこれを処理すること。
- ④ ①から③に加え、成果物が、インターネット上の動画配信サイト等で公開可能な映像となるよう、権利処理に特に留意すること。

### (5) 瑕疵担保責任

本委託事業における瑕疵担保期間は、契約終了の日から1年間とする。この間に瑕疵が発見された場合は、受託者の責任において補修を行うものとする。

(6) 協議事項

この仕様書に定めのない事項又は業務の遂行に当たり疑義が生じた場合は、委託者と受託者の協議によりその解決を図るものとし、当該協議が整わないときは、委託者の指示するところによるものとする。

以上